

平成 26 年(ワ)第 18301 号 損害賠償請求事件

原 告 日向千絵 外 3 名

被 告 一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部 外 1
名

証 拠 説 明 書 (2)

平成 26 年 1 2 月 1 6 日

東京地方裁判所民事第 4 1 部合議 1 E 係 御中

被告ら訴訟代理人

柏木総合法律事務所

弁 護 士 柏 木



同 福 井



同 金 子 朝



号証	標目 (原本/写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨等	
乙9の 1	「支援金の執行目的について(照会)」と題する書面(照会書)	写し	H26.11.13	被告本部	いわき市動物救援本部が、訴外救援本部から交付された義援金を、被災した飼い主及びペットの救護を目的として使用している事実等
乙9の 2	「支援金の執行目的について(回答)」と題する書面(回答書)	原本	H26.11.17	いわき市動物 救援本部	同上
乙10	被告本部定款	写し	H25.6.25	被告本部	被告本部の事業年度が、毎年4月1日に始まる事実及び最初の事業年度についても、設立時から平成27年3月31日までと規定している事実等
乙11 の1	「上半期の決算報告・業務報告が行われました」と題する被告本部のHP上の広報	写し	H26.11.28	被告本部	被告本部が、平成26年6月25日から平成26年9月30日までの業務執行について、広くHP上にて広報した事実等
乙11 の2	業務執行報告	写し	H26.11.28	被告本部	被告本部が、平成26年6月25日から平成26年9月30日までに行った東日本大震災関連事業に関する事実等

以上

乙
第
9
号
証
の
1

平成26年11月13日

いわき市動物救援本部本部長 殿

一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部理事



支援金の執行目的について（照会）

時下、益々ご清栄のことと存じます。

さて、本動物救援本部よりいわき市動物救援本部に対して交付した支援金については、被災した飼い主及びペットの救護を目的として執行しており、野良犬及び野良猫（地域猫を含む。）の保護収容を目的とした執行はしていないと解してよろしいか照会いたします。

乙
第
9
号
証
の
2

平成26年11月17日

一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部理事長 様

いわき市動物救援本部
本部長 新家 利一



支援金の執行目的について (回答)

平成26年11月13日付けで、一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部より照会のあった支援金の執行目的の件については、貴見のとおり、本動物救援本部は被災した飼い主及びペットの救護を目的として執行しており、野良犬及び野良猫（地域猫を含む。）の保護収容を目的とした執行はしておりません。